

障発 1 1 1 2 第 3 号  
平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱」の一部改正について

「障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱」については、「障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について」（平成 2 6 年 5 月 1 3 日付け障発 0 5 1 3 第 1 号）の別紙として示しているところである。

今般、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」が設立されたことを受けて、同実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市区町村、関係団体等に周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いする。